

静岡県看護協会修学金のしおり I
(新規貸与申請者用)

静岡県看護協会では、保健師、助産師、看護師を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来静岡県において看護職員の業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学金を貸与しています。

1 貸与対象者

静岡県内で、看護職として働こうとする者で、保健師、助産師、看護師を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であること。ただし、大学院生は除く。

2 貸与額

年額 240,000 円（無利息）とし、1年間分のみを会計経理規定の定める支払日に銀行等口座振込により貸与する。

3 貸与申請の手続き

養成施設を通じて手続きしますので、養成施設の学生課等に申し出てください。

提出書類は（ア）修学金貸与申請書（様式第1号①）

~~（イ）在学する養成施設の長の推薦書（様式第2号②）~~ 学生サービスセンターで作成

（ウ）身上調書（様式第3号②）

4 貸与の決定等

（1）申請書類等の提出があった時は、内容等を審査して貸与の可否を決定し、文書により申請者に通知する。

（2）貸与決定を受けた者（以下「修学生」という）は、誓約書を提出しなければならない。

5 連帯保証人

貸与を受けるに当たっては、連帯保証人2名をたて、借用証書を提出していただきます。また、連帯保証人の方の印鑑証明を併せて提出していただきます。

（1）連帯保証人は一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいること。

（2）連帯保証人のうち1名は保護者とする。

6 貸与期間中の届出

次のいずれかに該当する場合は速やかに届書を会長へ提出しなければならない。

（1）退学したとき

（2）休学したとき又は停学処分を受けたとき

（3）修学生又は連帯保証人の職業、住所その他重要な事項に異動のあったとき

（4）卒業後に県内の病院等医療機関又は社会福祉施設等に勤務しなかったとき

（5）死亡したとき

7 修学金返還

養成施設を卒業したときは、卒業証書写し及び修学金貸与金返還計画書を提出していただきます。

（1）原則一括償還とし、養成施設卒業後1年以内に行う。

（2）卒業後3年以内に、月賦又は最長半年賦の均等払いで返還する。

申請書類提出期限 令和6年4月22日（月）

学生サービスセンター必着

公益社団法人静岡県看護協会保健師・助産師・看護師修学金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は保健師、助産師、看護師を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来静岡県において看護職員の業務に従事しようとする者に対し修学金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 修学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる養成施設に在学している者であること。ただし、大学院生は除く。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校
- (2) 法第19条第2号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定した保健師養成所
- (3) 法第20条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校
- (4) 法第20条第2号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定した助産師養成所
- (5) 法第21条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校
- (6) 法第21条第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した看護師養成所

(貸与額)

第3条 修学金は予算の範囲内で貸与するものとする。

2 貸与額は、年額240,000円（無利息）とし、1年間分のみを貸与する。

(貸与の申請)

第4条 修学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を公益社団法人静岡県看護協会会長（以下「会長」という。）が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 修学金貸与申請書 (様式第1号)
- (2) 推せん書 (様式第2号)
- (3) 身上調書 (様式第3号)

(貸与の決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請書類の提出があったときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第6条 修学金の貸与決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人2人をたてると共に誓約書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人は一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- (2) 連帯保証人のうち1人は保護者とする。

(修学金の交付)

第7条 修学金は、全額を一括して本人に交付する。

2 修学金の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、速やかに誓約書（様式第4号）（未成年用第4号-2）及び修学金借用証書（様式第5号）（未成年用第5号-2）を会長に提出しなければならない。

第8条 (削除)

(早期償還事由)

第9条 修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに貸与を受けた修学金を一括償還しなければならない。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 卒業後に県内の病院等医療機関又は社会福祉施設等に勤務しなかったとき。

(届出)

第10条 修学生は、次のいずれかに該当するときは10日以内に会長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは保護者から届け出なければならない。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 休学したとき又は停学処分を受けたとき。
- (3) 修学生又は連帯保証人の職業、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

(修学金の償還)

第11条 修学生は、養成施設を卒業したときは、卒業証書写し及び修学貸与金返還計画書(様式第6号)を会長に届け出なければならない。

2 償還の方法は、原則一括償還とし、養成施設卒業後1年以内に行うものとする。

3 修学生が月賦、半年賦又は年賦による均等償還(最終償還日は養成施設卒業後3年以内とする)を希望する場合は、修学貸与金返還計画書により会長に申し出て許可を受けるものとする。ただし、当該返還計画に対して2回の返還の遅れ、又は滞納額が2回分に達した場合は、期限の利益を喪失し、一括償還するものとする。

第12条 この規程は、理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附 則

この規程は、昭和57年1月27日よりこれを施行し、昭和56年4月1日より適用する。

この規程は、平成元年6月9日から施行し、平成元年度分から適用する。

この規程は、平成13年6月21日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。(平成25年3月19日理事会議決)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。(平成27年12月15日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年10月20日から適用する。(令和2年10月20日理事会議決)

修学金貸与申請書

令和 6 年 月 日

公益社団法人静岡県看護協会会長 様

氏名 _____ 印 _____
年 月 日生

下記のとおり、修学金の貸与を受けたく申請します。

住 所	〒 _____ 電話 _____	学 養 校 成 又 成 は 所	名称 聖隷クリストファー大学	
フリガナ 氏 名			所在地 静岡県浜松市中央区三方原町3453 電話 053-436-1125	
性 別 (男・女)			入 学 _____年 月 日	
生年月日	_____年 月 日生		卒業予定 _____年 月 日	
中学校卒業以降の履 歴	_____年 月 日	事 項		
貸与を受けようとする金額	年額 _____ 円	交付を受けようとする期間	_____年 月から _____年 月まで	
他の修学金を受けている場合	種 類	金額 (年額)	期 間	
		円	年 月～ 年 月	

